介護屋みらい　重要事項説明書別紙

令和8年10月１日現在

●居宅介護支援費　居宅介護支援費（Ⅱ）＜取扱件数が５０件未満＞
要介護①・②　　１２，３８０円／月
要介護③・④・⑤　１６，０８５円／月

●特定事業所加算（Ⅰ）　５，９１６円
・主任介護支援専門員を2名以上配置
・常勤且つ専従の介護支援専門員を３名以上配置
・利用者またはサービス提供に関する留意事項の伝達を目的とした定期的な会議の実施
・２４時間連絡体制を確保していること
・要介護３～５の割合が４０％以上であること
・計画的な研修を実施していること
・地域包括支援センターから紹介の困難事例の居宅介護支援の提供していること
・ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等の他制度に関する事例検討会や研修等に参加していること。
・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
・介護支援専門員１人あたりの利用者平均が45名未満であること（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）
・介護支援専門員実務研修実習生の協力、または協力体制ができていること
・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施
・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

※下記の要件にあてはまる場合は別途加算があります。
●初回加算　　３，４２０円
＊算定要件：新規に居宅サービス計画を作成した場合及び２段階以上の変更認定を受けた場合

●入院時情報連携加算
（Ⅰ）２，８５０円
＊算定要件：病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する情報を入院した日のうちに提供した場合
※入院日以前の情報も含む。
※営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

（Ⅱ）２，２８０円
＊算定要件：上記（Ⅰ）について３日以内に提供した場合

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日ではない場合は、その翌日も含む

●退院退所加算

	カンファレンス参加　なし	カンファレンス参加　あり
連携１回	５，１３０円	６，８４０円
連携２回	６，８４０円	８，５５０円
連携３回	-	１０，２６０円

＊算定要件：入院又は入所していた利用者が、退院又は退所した場合に病院又は施設等の職員と面談を行い、連携を図った場合。入院、入所期間中に３回まで算定可。

●緊急時等居宅カンファレンス加算　２，２８０円　※１ヶ月に１回の算定を限度とする

＊算定要件：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

●ターミナルケアマネジメント加算　　４，５６０円

＊算定要件：終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅でのお看取り時に、通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師及び居宅サービス事業者へ提供した場合。

●特定事業所医療介護連携加算　　１，４２５円

＊算定要件：前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算が35回以上、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定し、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定している場合。

●通院時情報連携加算　　５７０円　※1か月に1回の算定を限度とする。

＊算定要件：利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン等）に記録した場合。

●介護職員等処遇改善加算

基本サービス費に各種加算・減算を加減した１ヶ月の総単位数×2.1%

●公正中立性の確保

１．前６ヵ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合は以下のとおりとなります。（R8.3～R8.8）

訪問介護：63%	通所介護：23%	福祉用具貸与：86%	地域密着型通所介護：12%

２．前６ヵ月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は以下のとおりとなります。（R8.3～R8.8）

訪問介護	ケアセンター蓮田：10%	ケアセンターコルサ：7%	ケアセンター三橋：6%
通所介護	ベストリハ小岩：13%	やさしい手デイサービスゆめふる小岩：13%	リハデイBrain：12%
福祉用具貸与	あくとケア墨田：28%	ユーケアplus：12%	株式会社ライコムコーポレーション：11%
地域密着型通所介護	デイサービス鶴亀屋北小岩：17%	はなまるデイサービス：12%	江戸川デイサービス北小岩：9%

当事業所は、第一に皆様のご意向を大切にします。また、無理のない居宅サービス計画の作成と適切かつ公正中立なサービスの管理に今後も努めてまいります。

●虐待の防止のための措置に関する事項

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
② 虐待の防止のための指針を整備すること。
③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
担当者　　一ノ瀬　恵理子

●業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

●感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

●身体的拘束等の適正化

利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、万が一身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

●減算について

- 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
 同一建物に居住する利用者２０名以上に居宅介護支援を行う場合は、基本報酬の５％の減算になります。
- 業務継続計画未実施減算
 事業所が、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供ができるようにするための業務継続計画が、未策定の場合は、基本報酬の１％減算となります。
- 高齢者虐待防止措置未実施減算

 事業所が虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、基本報酬の１％減算になります。

私は、事業者から居宅介護支援についての重要事項説明書（別紙）の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿